

解体工事に伴う給水装置の破損事故防止のお願い

建築主および施工者の皆さまへ

最近、建物の解体工事の際に、給水装置を破損させて漏水する事故が多発しています。建築主および施工者の皆さまには、破損事故の予防にご協力願います。特に、**破損事故の修繕費用は皆さまの負担となります**ので、下記の注意事項を必ずお読みください。

1) 事前調査

- ・**解体前に、企業局窓口で水道施設図を閲覧し、埋設状況等を確認してください(下記①)。**
- ・水道施設図は、本管から水道メーターまでの配管の布設位置を確認できます。
- ・**水道施設図の閲覧や交付は、無料**です。
- ・**水道施設図と現状が異なる場合もあるので、試掘等で必ず確認**してください。

2) 解体作業

- ・重機オペレータや作業員に埋設物の位置を周知し、給水装置を破損させないように作業してください。
- ・水道メーターや給水装置の移設が必要な場合は、奈良市指定給水装置工事事業者（指定業者）へ依頼してください。(下記②)

3) 破損させた場合

- ・水道メーターから**宅内側の破損** ⇒ 指定業者に依頼してください。(下記②)
- ・水道メーターから**道路側の破損** ⇒ 企業局にご連絡ください。(下記③)

【お問合せ先】

①調査に関するお問い合わせ

☎ 給排水課 給水審査係 (奈良市法華寺町264-1 企業局1F)

②給水装置の移設等や水道メーターから宅内側の漏水修繕に関するお問い合わせ

☎ 奈良市指定給水装置工事事業者 一覧 https://h2o.nara.nara.jp/info_620.html

③水道メーターから道路側の漏水修繕に関するお問い合わせ

☎ 水道修繕センター やまと修繕共同企業体 (企業局の修繕業務委託受託者が対応)
0742-34-5200 (代) 24時間受付 (平日、土日、祝日)

※事前調査や解体工事の際、現場立会はありません。

※破損事故のない安全な工事施行にご協力願います。

※解体に際し、水道をご利用される場合は、企業局へご連絡ください。

無断通水をされた場合、50,000円以下の過料が科せられる場合があります。

